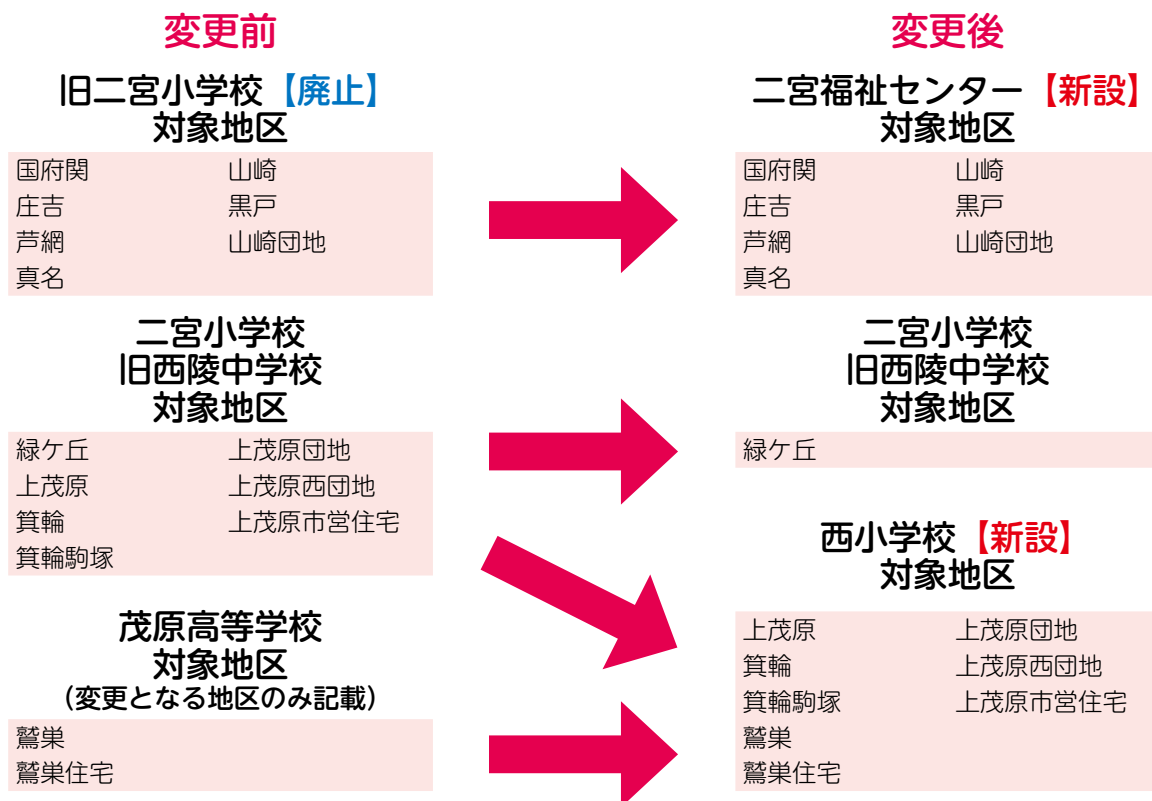


4月1日から指定緊急避難場所・指定避難所が変わりました

指定緊急避難場所および指定避難所を新設・廃止したことにより、以下に該当する方は避難場所が変更となります。



※指定された場所に必ず避難しなければならないわけではありません。自分や家族の安全を最優先に考え、適切な場所を選びましょう。

問合せ 防災対策課 (4階) ☎(36)7580 FAX (20)1602

4月1日から福祉タクシー制度が変わりました

変更点

- ①新たに精神障害者保健福祉手帳 1級の方が対象になりました。
- ②乗車の際に助成券を提出し、その場で割り引きが適用されるようになりました。

福祉タクシー制度

- ◆**対 象** 【身体障害者手帳】 1級、2級
 【療育手帳】 ④、④の1、④の2、Aの1、Aの2
 【精神障害者保健福祉手帳】 1級 **変更点①**
- ◆**助成内容** 1,000円の助成券を年間最大36枚交付します。利用1回につき、2枚まで使用できます。ただし、運賃が1,000円に満たない場合は運賃の額を助成します。
- ◆**利用方法** 乗車の際に助成券を乗務員に提出し、運賃から助成額を差し引いた金額をお支払いください。 **変更点②**
- ◆**申請方法** 障害福祉課または本納支所へ障害者手帳を持参し、申請してください。

問合せ 障害福祉課 (2階) ☎(20)1666 FAX (20)1610